

支部ニュース

2016年6月 No.511

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com 〒112-0014 文京区関口1-8-6-202
Tel03-5227-8255 Fax03-5227-8257 郵便振替 00130-6-87399

- 政治を変える夏に！・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・山添 拓
※大きなチャンスを実現の勝利に一 力乏しい者の願いをこめて・・・・・・・・坂本 修
- 舛添知事の辞職と住民本位の都政へ・・・・・・・・・・・・・・・・須藤正樹
※舛添知事の辞職と住民本位の都政への転換を求める声明の執行について・・・・・・・・石島 淳
※声明：舛添都知事の都政私物化・住民福祉の切り捨てを許さず、
知事辞職と住民本位の都政への転換を求める
- 「戦争法廃止署名」に所員一丸となって取り組むことができた秘訣・・・・・・・・新屋朝貴
- 6. 4女の平和ヒューマンチェーン・・・・・・・・・・・・・・・・中野和子
- 三多摩憲法のつどいのご報告・・・・・・・・・・・・・・・・佐藤 宙
- 「刑訴法一括改悪法案が成立」・・・・・・・・・・・・・・・・横山 雅
- リニアモーターカーの問題・・・・・・・・・・・・・・・・関島保雄
- 新人紹介（5か月回顧録）・・・・・・・・・・・・・・・・岸 朋弘
- 津田玄治先生の若手弁護士へのメッセージに対する返書・・・・・・・・岡崎慎子
- 「わたしたちの政治活動は自由だ。」リーフ完成！
ぜひ各事務所でご利用ください（^o^）・・・・・・・・仲里歌織
- みんなで歌おう！緊急事態条項の歌・・・・・・・・・・・・・・・・萩尾健太
- サマーセミナーのお誘い・・・・・・・・・・・・・・・・萩尾健太
- 5月幹事会議事録
- 支部費減免のお知らせ



政治を変える夏に！

山添法律事務所 山添 拓

朝日新聞が18歳、19歳に対して行った世論調査（2016年4月）。全国2000人超が回答し、収入などの格差について「行き過ぎている」と考える人が59%。その理由は「社会の仕組みによる面が大きい」とした人がやはり59%。自己責任では解消できない格差が広がっているという認識が、若い世代に広がっています。

私が街頭で訴えていても、若者が直面する課題の深刻さを感じます。奨学金、ブラック企業、保育園落ちた…こうしたテーマは、どこでも必ず若者が振り向き、スマホのカメラが向けられます。そしてかつて若かったという方たちも、お子さんやお孫さんを案じてか、深くうなずく様子があります。努力が報われず、理不尽がとおり、先の見通しがもてない社会への、静かな怒りがあります。



私が街頭で訴えていても、若者が直面する課題の深刻さを感じます。奨学金、ブラック企業、保育園落ちた…こうしたテーマは、どこでも必ず若者が振り向き、スマホのカメラが向けられます。そしてかつて若かったという方たちも、お子さんやお孫さんを案じてか、深くうなずく様子があります。努力が報われず、理不尽がとおり、先の見通しがもてない社会への、静かな怒りがあります。

目前に迫った参議院選挙は、安倍さんによって壊され、なきものにされようとしている憲法と憲法に基づく政治という立憲主義を回復するたたかい。私はこれは、戦争する国づくりを許さないとともに、各分野で憲法を活かした政治への転換を意味するものだと考えています。それは、私たち弁護士が職業として取り組んでいる権利や自由の擁護を、政治の側から進めることであり、アベ政治に代わる政治でなければ実現できないことです。

市民の声に後押しされる形で、全国ほとんどの1人区で野党共闘が実現。6人区の東京でも、自民公明VS市民が推す野党各党という構図は変わりません。アベ政治を終わらせる準備は整いつつあります。あとは、私たちがいかに広げることができるか。とりわけ、これまで選挙に「行かない」という選択をしてきた人たち、安倍さんだけはもうゴメンという人たちに広げられるか。選挙に行って政治を変えるという当たり前の民主主義が、問われています。

朝日の18歳、19歳世論調査。憲法改正の是非については、「変える必要はない」が57%。特に憲法9条については、「変えないほうがよい」は74%、「変えるほうがよい」20%を大きく上回ったとのこと。少なくともこの点で若い世代は、憲法破壊のアベ政治の続行を望んでいない。その声を、結果に示す選挙に。全力でがんばります。

大きなチャンスを実現の勝利に— 力乏しい者の願いをこめて

東京法律事務所 坂本 修

青龍美和子さんから、団東京支部ニュースに、山添拓さんの勝利を支部団員のみなさんに訴える一文

を急いで書くように言われました。もう私は83歳。2年半前、2度脳梗塞で緊急入院し、後遺症は全くありませんが、「現場」を離れた「陸に上がった河童」の身。書く資格も力もないと一旦は辞退したのです。でも彼女から「そうした人が（そうした人でも？）心から山添さんの勝利を願っているということを書いてもらいたいのです」と説得され、みなさんに手紙を書くような気持ちで筆をとることにしました。

私は、山添さんから最初に意見をきかれたとき、「容易なことではないと思うが、賛成だ」と答えました。正直なところ、多くの他の所員と同様に、所員としてかけがえのない人材を失うというショックはありましたが、「早々と『かぐや姫』に月からの迎えが来た。いまの情勢に最適の人だ」と思ったからです。共産党員の弁護士であっても、立候補し、政治家の道に進むということはなみなみならぬ決意がいることだと私は思います。全く考えてもいなかった要請を受けたにもかかわらず、まどわずに、さわやかに、『民衆の弁護士』から『民衆の政治家』になる決断をした山添さんの生き様に、私は感動し、「なんととしても」と思いました。

9条の会の設立以来、年数十回、各地の学習会を語り歩き、10年前、「憲法—その真実」を書きました。そのなかで『せめぎ合い』の勝利には、せめて改憲に反対している共産、社民両党の政党間共同の実現と、「若い世代に広がる運動—新しい風」がまきおこり、広がることが不可欠だと書きました。私は9条の会の発展に励まされながらも、もっと広い共同が必要だと痛感していたのです。でも、その実現は、確信を持ちきれない「切なる『夢』」だったのです。だが、今は59年、60年の歴史的な憲法闘争を超えた広範な人々の自発的で、新鮮な多様な共同が広がっています。共産、社民両党にとどまらず、民進党ら全野党共同、一人区すべてでの共同候補、戦争法廃止の一致点から安倍政権退陣などをも共通の要求とする史上かつてなかった共同が実現しています。こうした共同を実現する大きな力として、若い世代が運動の重要な要となり、原動力となって目を見張る活動を繰り広げています。『夢』は現実になりました。

戦後史上、もっとも重大な歴史の岐路に立って、私たちは『壊憲』・反動の濁流の阻止にとどまらず、憲法の生きる政治、99%の人々の声が政治を変え、政治を動かすことを現実に実現する条件をつくりつつあることに私は心を躍らせているのです。

「反動」はかつてない「動」を呼びました。「大きなピンチを大きなチャンスに変える時がきた」「でもチャンスに後ろ髪はない」——目の前の参議院選挙での「共同」の勝利、そして、ぶれずに「アベの反動」と対決し、今回の「共同」の実現のために、努力をつくしてきている政党の躍進がチャンスを実際に生かし、政治を大きく変えるために不可欠な課題なのだ、そのために、山添さんを国会へと願ってやみません。『民衆の弁護士』はかならず、『民衆の国会議員』として、大きな役割を果たすに違いありません。今は、参院に仁比さんだけです。参院で『民衆の弁護士』であり今、運動の大きな力となってきている『若い力』を代表する山添さんをとつよく思います。

今は残念ながら『卒後の一人』以下で、さしたる活動ができていない私ですが、だからこそその思いをもこめて、豊かな力を持っている多くのみなさんが、それぞれの『志』を生かして存分な活動をと心から願ってこの手紙の筆を置きます。

舛添知事の辞職と住民本位の都政へ

支部長 須藤 正樹

- 1 6月1日の都議会第2回定例会開催(期間15日)を控えて急浮上した舛添要一都知事の政治と金を巡る不祥事について、急きょ幹事会で討論し、支部長声明の形で「舛添都知事の都政私物化・住民福祉の切り捨てを許さず、知事辞職と住民本位の都政への転換を求める」ことを決め、5月27日早朝、都議会に支部役員が集まり、都知事(対応は政策企画局総務部総務課)宛てに声明を提出した。
- 2 内容は、①知事の公費乱費問題では、繰り返される高額海外視察は、都条例の知事「宿泊費」基準をはるかに超えて数倍になっており、スイートルーム利用、ファーストクラスの航空機利用、随行人員の多さ等が目立つ「大名旅行」であること、ほぼ毎週末にされる湯河原の別荘への公用車での自宅経由の往復送迎は「公私混同」も甚だしいものであること、②都の予算の問題では、公費の濫用と軌を一にし、スウェーデンの国家予算を上回る年額13兆6560億円もの公費のうち、かなりの部分がオリンピックや大規模開発につぎ込まれ、2016年度は「都民福祉の充実による生活の質の向上」という課題も消え、都民が求める国民健康保険や介護保険の値上げによる負担増の解消、保育所や介護施設の不足解消、若者の雇用の創出と教育費負担の改善、住宅の耐震化、都営住宅建設、中小企業への支援等には十分な予算措置がとられていないこと、③従って都知事には、住民の福祉を増進させることを基本的な役割とする地方自治体の首長たる資格が欠けており、現都政は財界奉仕・住民切り捨ての点で自公政治の都政版にすぎないことや、自らの政治資金問題についての「調査」を第三者の弁護士に委ねて疑惑の説明に蓋をした態度等から、舛添都知事は辞職すべきである、と結論付けている。
- 3 6月1日の都議会では都知事の所信表明は、まったく内容のない「反省表明」に終わり、自公与党が安倍政権同様の東京都の悪政を糺す意思がないことを示した。6月7日の代表質問が山場であり、多くの都民が都知事の違法や政治倫理違反の追及に立ちあがることが期待される。

舛添知事の辞職と住民本位の都政への転換を求める 声明の執行について

事務局次長 石島 淳

自由法曹団東京支部では、決議や声明の執行の方法について、関係する諸機関・団体へ郵送で行っていますが、それだけではなく、支部執行部として決議や声明を直接持っていき、面会したうえで要請もするようにも努めています。

今般発表した「舛添都知事の都政私物化・住民福祉の切り捨てを許さず、知事辞職と住民本位の都政への転換を求める声明」についても、5月27日、須藤支部長、萩尾事務局次長とともに東京都庁へ行って執行してきました(声明の内容については、須藤支部長の原稿をご覧ください)。



いま問題となっている知事の一連の疑惑は、都民のためには税金を使わないでおきながら、みずからは公私混同で公費を濫用するというものであり、都民の批判を集めることは必至です。すでに都に対して2万件の抗議・意見が寄せられる事態となっていることは、この問題の重大さを裏付けるものといえるでしょう。

都庁・政策局総務部に出向いての声明の執行にあたっては、声明本文でも触れた高額の海外出張費や公用車で湯河原別荘への送迎の問題のほか、公務の名をかりた美術館「視察」などについても指摘、知事の公私混同ぶりを批判し、疑惑の解明と辞職を申し入れてきました。

27日の執行の後にも、新たに、「公務」として行なった講演料を知事自身が役員を務める会社口座に振り込ませ、しかも講演のための移動に公用車を使ったという公私混同ぶりが発覚しました。

知事は定例会見の場において一連の疑惑に関し都民への説明を拒み続けており、知事としての資格が厳しく問われなければなりません。また真相究明のために知事出席の総務委員会や百条委員会の設置による追及が必要です。

団東京支部としては、今後も、決議や声明の執行について、面会して直接交付する方法での要請を行なっていきたいと考えています。



声明：舛添都知事の都政私物化・住民福祉の切り捨てを許さず、知事辞職と住民本位の都政への転換を求める

1 公費濫用の問題

舛添要一都知事の公費使用のあり方が大きな問題となっている。

高額にのぼる海外旅費は「東京都知事等の給料等に関する条例」の基準をはるかに超えている。同条例によれば、外国旅行の日当は、1人最高1万3100円、宿泊費は4万200円、食卓料は1万100円であった。ところが、2015年10月から11月の5日間の海外出張では、知事の宿泊費は1泊19万7200円、参加者20人で5041万円、1日1000万円を超えている。2016年4月の舛添都知事と随行員のアメリカ出張では、航空費250万円、宿泊費74万円を使い、本年度の海外出張のために3億3500万円を予算化している。2014年には、同様の海外出張を6回行ない、総費用合計は1億5650万円である。

石原慎太郎元都知事も、高額視察費が批判をよび、東京都は2007年に「改善策」を打ち出した。しかし、舛添都知事の海外旅費は、1回の平均が石原元都知事の費用を約1000万円上回る豪華さである。最高約20万円もするスイートルーム、ファーストクラスの航空運賃、随行人数の多さ等が要因であり「大名旅行」とも称されている。加えて、ほぼ毎週末（年間48回）、湯河原の別荘へ公用車で往復の送迎をさせていたことは、公私混同も甚だしいものと言わざるをえない。

舛添都知事は、都民に選挙で選ばれた都民への奉仕者であるとの自覚を欠いており、住民が主権者であるという住民自治をわきまえていない点で、都知事としての資質を欠くものと言うほかない。

2 都の予算の問題

舛添都知事は、自身は公費を濫用しながら、都の予算も都民のために編成しているとはいえず、両者には通底するものがある。

東京都の2016年度予算は、一般会計が7兆110億円、特別会計、公営企業会計を併せた総額は13兆6560億円であり、スウェーデンの国家予算を上回って「先進」国中17位の財政規模である。ところが、舛添都知事は、主権者都民よりも政権の顔色を窺い、アベノミクスの新三本の矢に貢献すると自ら説明して、「トリクルダウン」の経済政策を予算編成の柱にした。予算の大半はオリンピックや大規模開発につぎ込まれ、昨年度予算編成方針に明記されていた「都民福祉の充実による生活の質の向上」は基本事項からはずされた。

そのもとで、東京都は、今年度3200億円もの収入増となったが、これを都民のために使うのではなく、すべてオリンピック等の基金にため込んでしまった。東京都のため込みは1兆9000億円近くにも達している。

また、東京都は、住民追いだし・住環境破壊の外郭環状道路やオリンピックなどを口実とした都市計画道路（特定整備路線）など、不要不急の大規模公共事業を推進している。

このオリンピックについては、東京への招致のために、招致委員会から国際オリンピック委員会委員周辺に2億300万円が送金されており裏金疑惑が指摘されている。さらに、舛添都知事が突然、新国立競技場の解体費・建設費1581億円のうち関連整備費を含む448億円を都が支出すると表明したことが問題となっている。

他方で、国の施策である国民健康保険や介護保険の値上げによる負担増の解消や、不足する保育所や介護施設・サービスの抜本的拡充、若者の雇用の創出と教育費負担の改善、木造住宅やマンション

の耐震化、経営難に苦しむ中小企業への支援には十分な予算措置がとられていない。都営住宅は新規建設予算が1円も計上されず、都教委は都立定時制高校4校の廃校を決定した。

3 都知事の辞職を求める

自らは公費を濫用し、都財政の使い方は、安倍政権と財界のための開発には大盤振る舞い、都民が求める生活のための支出は削減をする、このような舛添都知事は、住民の福祉を増進させることを基本的な役割とする地方自治体の首長たる資格を欠いている。財界奉仕・住民切り捨ての政治を推進しようとしている自公等の政治勢力の都政版と言わざるを得ない。

舛添都知事は、5月20日の記者会見で、政治資金問題についての調査を第三者の弁護士等に委ねるとして、疑惑についての説明をいっさい行なわなかった。自ら疑惑を明らかにする意思もない以上、まず都知事を辞職するべきである。そして、新たな都知事のもとで、オリンピックの見直しも含めて住民本位の都政への転換を果たすことを、強く求めるものである。

2016年5月25日

自由法曹団東京支部長 須藤 正樹



「戦争法廃止署名」に所員一丸となって取り組むことができた秘訣

東京法律事務所 事務局 新屋 朝貴

1. はじめに

東京法律事務所における「戦争法廃止統一署名」の成果が、6月1日時点で5386筆に到達し、所内目標5000筆を達成することができました。

目標を達成できた秘訣はズバリ、所員の取り組んでいる様子の可視化と共有です。もちろん、依頼者の協力なくしては集めることはできませんでした。そのうえで所員一丸となって署名に取り組んだ内容とその秘訣を報告します。



2. 事務所たよりに同封し一斉発送（1万9000通）

年始の事務所たよりに署名用紙と返信用封筒（切手不貼）を同封しました。これまで事務所たよりに署名用紙を同封したことはありましたが、返信用封筒を同封したことは初めての取り組みでした。

3. 「署名のお願いのお手紙」の発送（400通）

3月末、署名は3500筆に到達しましたが、まだ目標まで1500筆も残している中、憲法委員会は再度依頼者へ「署名のお願いのお手紙」を各弁護士が10名ほどピックアップし発送することを4月の事務所総会で提起しました。

定型の文章を作成し、最後に「私からの一言」欄を設けて各人が一言書き込めるように準備しました。発送物は、お手紙と署名用紙、返信用封筒（切手も貼る）です。

この発送での反応は良く、翌週にはぞくぞくと署名が送られて、4月末には4800筆に到達しました。この定型の手紙は事務局も活用する人もいました。

4. 所員全員で取り組むことができた秘訣

所員全員で取り組むことができた秘訣は、冒頭にも触れましたが、

- ① 取り組んでいる様子を目に見える形にすること
- ② それを所員全員で共有すること

以上の2点です。そのツールは署名推進ニュースを作成（週に2、3回発行）し、所員がいつ、誰から、どのように、何筆署名を集めたのかニュースに記載し、共有しました。

ニュースはA4サイズ1枚（両面刷）で、オモテ面は、集めた署名の合計と達成率（%）、取り組み内容、という中身となっています。

所員が普段から署名に取り組んでいることを見える形にする効果があります。もちろん直近の街頭宣伝での反応や写真を載せるなどして報告しています。

ウラ面には、署名集計表と、その時々々の新聞記事等を記載しました。集計表には所員全員の名前と、「打合せ室」と「たより」の欄があり、集計表を見れば、誰がどのくらい署名を集めたのか一目瞭然です。

もちろん、集計表で空欄の人もいますが、申告していないだけで、打合せ等で署名を勧めていることは、「打合せ室」「たより」の集計表欄の増加で判明しています。

また、ニュースに記載している集計表をA3サイズに拡大コピーして、目立つ場所（2カ所）に貼りだしています。また、「弁護士」「事務局」「打合せ室」それぞれで集まっている署名合計数を折れ線グラフに表したのも一緒に貼り出しました。

5. 事務所交流会で、他事務所からの刺激を受ける

団東京支部が開催した事務所交流会には出席し、事務所の状況を報告するだけでなく、他事務所と取り組み状況を事務所に持ち帰ることで良い刺激となりました。

常に集めている筆数ではナンバーワンの東京法律事務所でしたが、所属している弁護士数で割ると、弁護士一人あたりの筆数では負けていることもあり、もっと頑張ろう、という雰囲気を作り出しました。

他事務所では、地域で集めたものは地域の団体へ渡してしまうので事務所としてカウントしていない、などの報告もされていることも、事務所とは異なる状況を知る機会になりました。

6. 昨年の反省を活かした取り組みができた

昨年の強行採決後の所内憲法委員会では「宣伝など旺盛に取り組んだが採決された。法案の危険性を知らせる取り組みは一方方向で、具体的に周囲がどのような反応であったのかわからなかった」などの反省もされました。また強行採決阻止に向けた運動の盛り上がりの中で、所員一人一人の取り組みなどはあまり所員全員に共有されていない、という問題も指摘されました。

署名の目標達成後の事務所総会では、ベテラン弁護士から自筆の手紙の発送で多くの署名が寄せられた経験について「郵送先を思い切って広げたところ、続々と返ってきた。法案が通った直後に廃止の署名を求めるお願いであったのにも関わらず大きな反応があったのは凄い」という発言がありました。

今回の署名の取り組みを通じて、普段憲法など話題にすることのない人たちと話題にする経験がたくさん生まれたからこそ、これだけの数の署名が集まったのだと思います。生まれて初めて署名をした人もいたでしょう。そのように、少しずつ、「反対」の思いを行動に移す機会をたくさん作りだし、一步踏み出す勇気を広げることで、今後の憲法運動での運動の盛り上がりについていっそう拍車をかけることができるのだと思います。

東京支部全体で憲法運動を旺盛に取り組んでいくためにも、今後も頑張りましょう。

6. 4女の平和ヒューマンチェーン

シンフォニア法律事務所 中野 和子

6月4日は、よく晴れて、外出するには好天でした。午後1時から開催された第3回のヒューマンチェーンは、公園の日陰でくつろいだり、地下鉄で日よけをしたりする人が多く、なかなか国会を取り囲む状況にはなりませんでしたが、しかし、コールの時間までには、徐々に赤い色が国会周辺を取り囲み、若干薄いところもあったものの、顔が見える形でチェーンをつなげることができました。スピーカーとしては、呼びかけ人の横湯氏と青井美帆教授に始まり、湯川れい子氏がつなげましたが、途中、合唱など歌声もありコールまでの間も楽しんでもらえたようです。自衛官の母親というスピーカーの方が家族の縁を切って戦争反対を訴えたことは、大きな驚きと感動を与えました。

さらに「JAL 争議団」内田さんが航空業界として乗客の安全を守る立場から戦争反対の発言をされました。

参加者はやはり高齢の方が多く、個人で参加された方は国会正面方向でチェーンを作っていました。

東京支部からは女性数名が見回り弁護士として参加しました。

当日は、あまりの過剰警備にむしろ気の毒な感じでした。翌日の6. 5総がかり行動の練習だったのかもしれない。

当日の参加者は主催者発表で5000人でした。

なお、どうして連日の行動となったかについては、横湯氏が総がかり行動の高田氏に相談して6月4日に日程を決めたのですが、その後、6. 18NoAbe行動もあったためか、6月19日から6月5日に移動してきたため、連日となってしまったものです。既に6. 4のチラシを刷ってしまったために、日程移動が困難でした。

最後に、国会を取り巻く音響設備は100万円近い金額なので、これがどのように工面されるのか、課題のようです。

三多摩憲法のつどいのご報告

三多摩法律事務所 佐藤 宙

1 三多摩憲法のつどいとは

去る5月27日、「現役記者が見た沖縄のいま ～基地問題から考える私たちの平和～」と題して、2016三多摩憲法のつどいを開催した。三多摩憲法のつどいは、毎年5月に、憲法にかかわる問題をテーマに講師をお招きし、地域の方々と一緒に憲法やその根底にある価値観について考えよう、との趣旨で開催している。昨年9月には安倍政権により戦争法案の成立が強行され、アメリカと共に戦争をする国づくりがすすめられている。その中でも、普天間基地の移転問題をはじめとする沖縄基地問題は、そもそも沖縄基地問題とは何なのか、日本全体の平和や安全保障問題をどのようにとらえるべきであるのかを考える最適のテーマであった。講師は、琉球新報社の若手現役記者の方をお招きする予定であった。しかし、先日沖縄での元米軍海兵隊員による殺人・死体遺棄事件が発覚したことにより、当初講師を依頼していた記者の方は急遽その取材に向かうこととなり、代わりに同新聞社報道部長の新垣毅（あらか

き・つよし)氏にご講演いただくこととなった。以下では、新垣氏の講演を聴いて私が考えたことを簡単に述べたいと思う。

2 米軍人・軍属犯罪と基地の問題をどのようにとらえるか

新垣氏のご講演は、沖縄米軍元海兵隊員による上記事件の報道を受け、米軍基地と米軍犯罪から始まった。

私にとって、「沖縄の米軍基地の存在」と「米兵等による犯罪」の関係をどのようにとらえるべきか、ということは簡単なようで実は難しい問題であった。米軍基地がなければ米兵による犯罪もない、という条件関係的な説明を超える、本質的な説明をどこに求めるべきか。新垣氏による講演は、この疑問に重要な示唆を与えてくれた。

「ハワイのようなリゾート沖縄で、楽しい徴兵生活を」。これは、米軍が沖縄基地での兵隊を募集する際に実際に用いているキャッチフレーズだそうだ。また、在沖米軍基地内の米軍の間では、基地の外で何をやっても、基地にさえ逃げ込めば何とかなるとの認識が広がっているとのことであった。新垣氏が米軍関係者に、アメリカないし米軍にとって「沖縄はアメリカの51番目の州という存在なのか」と聞いたところ、「いや、それ以下の存在だよ」との回答を受けたそうだ。これらのエピソードは、沖縄があたかも植民地のような存在であり、沖縄の人たちに何をしても～犯罪を含め～たいした問題ではない、との「認識」が米兵に広がっていることを示している。

米軍基地は、軍隊の拠点である以上、そこで訓練・教育を受けている米兵には、一般人よりも暴力的傾向があり、それが米軍犯罪の原因となっている、との説明を随所で耳にする。この軍隊であるが故の暴力的な性質と、在沖米兵の中で広がっている上記のような沖縄に対する「認識」とが相まって、悲惨な沖縄の米兵犯罪の原因となっているのではなかろうか。

3 沖縄の自己決定権

続いて、新垣氏は、講演の随所で、日米安保条約と日米地位協定に表される日米安保体制において、沖縄が常に犠牲になり続けてきたことを強調した。沖縄の少女暴行事件をきっかけに1995年に開催された県民大会では、「基地の整理縮小」と「日米地位協定の改定」が要求事項として掲げられた。新垣氏は、このことを沖縄の自己決定権の萌芽と評価した。沖縄が自己決定権を主張してから20年、状況は改善の兆しはない。安倍政権は、日本政府がこれまで沖縄に犠牲を押しつけ、沖縄の自己決定を踏みこじってきた事実と向き合い、真摯に反省をしなければならない。積極的平和主義などといって、辺野古基地移転という新たな犠牲を沖縄に押しつけることは許されず、絶対に阻止しなければならない。そのためには、我々自身が、日米安全保障体制と沖縄の犠牲の構造について深く理解をすることが不可欠である。今年の三多摩憲法のつどいは、沖縄の基地問題を考えるための重要な要素である「沖縄の自己決定権」という視点を私に教えてくれた。来年のテーマは未定であるが、1人でも多くの方にご参加いただき、憲法やその根底にある価値観について、共に考えたいと思う。

「刑訴法一括改悪法案が成立」

東京合同法律事務所 横山 雅

国会も会期末に近づいていた5月24日、刑訴法一括改悪法案が衆議院本会議で賛成多数で可決・成立した。国会の外では抗議の声が挙がる中での採決であった。

政府は、本法案の主目的を過度に供述証拠に依存した刑事司法からの脱却と謳い、可視化を至上命題に掲げた日弁連が政府に追従し法案の賛成に回った中での成立であった。

しかし、盗聴の拡大も、司法取引の導入もいずれも供述証拠を獲得するための手段であることは明らかであり、今市事件によって可視化ですら供述証拠をより強いインパクトをもって法廷に顕出するための手段であることが明白になった。

したがって、本法案によって刑事司法における供述証拠の依存度は一層高まるものと懸念される。

そもそも、冤罪事件は、自白及び本犯者の供述による第三者の引っ張り込みが主たる原因であり、供述証拠への依存こそが冤罪発生の主たる原因であったことに争いはないであろう。

しかし、数多の冤罪事件を背景に設置された特別部会の答申に基づく本法案が、供述依存度を高め、新たな冤罪事件発生につながりかねないという事態は、本末転倒と言わざるを得ない。

団は、盗聴法の拡大・司法取引の導入を含む刑訴法一括改悪法案が4月14日、日本国民救援会の全面的バックアップの下、法律家5団体主催（自由法曹団の他に、社会文化法律センター、青年法律家協会弁護士学者合同部会、日本国際法律家協会、日本民主法律家協会）による刑訴法改悪に反対するデモを行い、5月10日の法案反対の院内集会には多数の団員が参加する等、本法案の反対運動において重要な役割を担ったことは間違いないであろう。

今後は、本法案の運用を監視し廃案及び可視化の拡大等に向けた取り組みが求められることとなる。

リニアモーターカーの問題

弁護団共同代表 関島 保雄

5月20日東京、神奈川、山梨、静岡、長野、岐阜、愛知の1都6県を中心としたリニア中央新幹線沿線住民738名は、国を被告にして、2014年10月17日に国土交通大臣が行ったJR東海に対するリニア中央新幹線の東京名古屋間の工事実施計画の認可取り消しを求める行政訴訟を東京地裁に提訴しました。

裁判では、リニア中央新幹線が全国新幹線鉄道整備法及び鉄道事業法並びに環境影響評価法に違反して、営業の健全性、輸送の安全性、工事の安全性、環境保全の対策等がいずれも不十分なまま工事計画を認可したことは違法であるとしてその取り消しを求めるものです。

リニア中央新幹線は、時速500kmで東京・大阪間を約1時間で結び、東京・名古屋・大阪が通勤圏となる約7000万人の巨大都市が誕生し、三大都市圏が経済効率の向上で世界に対抗できる機能的都市を実現するための夢の超特急であるというふれこみでJR東海も国土交通省も大々的にその利便性を強調しています。

しかし、東京・名古屋間の完成が 2027 年と 11 年先であること、東京・大阪間の完成は 2045（平成 57）年と 30 年先のことです。総務省の統計では日本の人口は減少に入り、生産人口（15 歳から 64 歳）は 2045 年には 5353 万人に減少することが予測されている状況で、7000 万人の巨大都市圏が必要なのか疑問です。また乗客需要が減少する傾向の中で J R 東海は 9 兆円を超える借金をして営業が成り立つのかも疑問です。

中央新幹線は東京名古屋間の 86%がトンネル構造です。特に日本の自然の宝庫でユネスコエコパークに登録されている南アルプスに約 50 kmの長大なトンネルを掘るため、大量のトンネル建設発生土の処分や運搬車両による騒音排ガス振動等の生活被害、トンネルによる地下水枯渇、河川の枯渇など環境への影響は計り知れません。J R 東海の計画では大井川源流で毎秒 2 トンの水がトンネル内に流失することを認めています。また大井川源流の河川敷に 3 6 0 万 t もの残土置き場が作られます。これらにより大井川を中心とする南アルプスの貴重な自然が破壊されます。その他の地域でも残土の処理の為に多くの自然が破壊され、大量の残土運搬車両の通行により沿線住民の生活環境が壊されます。岐阜ではウラン地帯を通過するためウラン汚染残土の問題が心配されています。

また地下トンネル内での事故が起きた場合の乗客の安全が確立していません。特に南アルプスの長大トンネル内で事故が起きたら乗客は安全に脱出できるのか疑問です。

国交省や J R 東海は東海地震、南海地震で東海道新幹線が使えなくなった場合の代替路線としても中央新幹線は必要だと主張しています。

しかし、中央新幹線のルートは東海道新幹線に並走するコースであることから東海地震、南海地震の場合に無傷ではありえません。そればかりか、中央新幹線のコースである南アルプスは日本の断層の中核である中央構造線及び糸魚川静岡を結ぶ中央地溝帯が交差するところで、地震の巣となる断層が多数存在します。万一直下型の地震が起きれば中央新幹線自体も走行不能となるし、乗客の安全も確保できません。

先日の熊本地震は直下型地震の怖さを私たちに教えています。熊本地震も中央構造線の西の端にある断層が動いて起きた地震で、中央構造線の地震の一つです。万一断層の巣である南アルプス等のリニア中央新幹線ルートで直下型地震が起きたら乗客の安全が確保されないことは今回の熊本地震で明らかです。

中央新幹線の計画にはこのように乗客の安全や環境への影響等重大な問題を抱えています。それにもかかわらず、J R 東海は国民に十分な工事計画の情報を明らかにしないまま環境影響評価手続きを進め、杜撰な環境影響評価で強引に工事を進めようとしているのです。

このような J R 東海のリニア新幹線の工事を中止させる為の訴訟が今回の訴訟の提起です。

津田玄治先生の若手弁護士への メッセージに対する返書

練馬・市民と子ども法律事務所 岡崎 槇子

弊所の弁護士であり、私の師匠とも言うべき津田先生の、「若手弁護士へメッセージ」に対する返書を、日々津田先生とお話することのできる私が行うのは、ややもったいない気も致しましたが、せっかくでするので、いつも面と向かっては申し上げられないことも含めて、書かせていただきます（陰ではけっこう言っています笑）。

津田先生の「市民と子ども」への思いは、あのメッセージに書かれていたとおりで、実際に私が目にする、先生の依頼者への対応からも、ひしひしと伝わってきます。例えば、この問題をどうにかしたいという相談者の思いは痛いほどわかるものの、法律問題としての解決はなかなか難しいのではないかとされる問題であっても、津田先生は、その思いを汲み取って、どうにかいい方向の解決に持って行くように、本当に努力なさいます。依頼者は、津田先生が、とにかく丁寧に依頼者の話に耳を傾け、その言葉を受け止めてくれ、さらに、難しい問題ながら、解決に苦心してくれるので、その姿を見て、必ずしも思い描いた勝ち筋の解決でなくても、満足することが多いのです。私は、津田先生が、依頼者の心身の痛みを軽く見る裁判官を、諭しつつ説教する姿を目の当たりにして、その度に、ハッとさせられる思いと、この先生の近くで日々勉強できていることのありがたさを噛みしめます。ともすれば、法律問題としての解決は難しいよ、裁判官が言うなら仕方ないね、と多くの弁護士が片付けてしまいかねない問題、しかし市民や子どもが悩んでいる問題を、何冊もの文献を調べ上げ、書面や弁論の場で裁判官を粘り強く説得する弁護士、これこそ、市民と子どものための弁護士の姿であると思うのです。

また、子どもに対する態度も徹底しており、その保護者や児相の話はさておき、子どもがどう思うのかを、一番に重視します。子どもの話も、優しく柔和な表情で、うんうんとうなずきながら、話を遮ることなく、思う存分に聞いてやります。それを見た、これまで満足に自分の言葉を受け止めてきてもらえてこなかった子どもが、堰を切ったように話し出すのもうなずけるというものです。

たまに、他の事務所の先生から、津田先生は、とても優しい先生であることで有名だけど、事務所でもずっとそうなのか、と聞かれることがあります。はい、ずっとそうです。津田先生が怒っているところを、ほとんど見たことがありません。怒るとすれば、一般市民や子どもの立場を理解しない裁判官や行政に対してであり、その怒りも、静かな、しかし説得力のある怒りなのです。

弊所の弁護士をベタ褒めするのはどうかとも思いますが、津田先生は、本当にいつもニコニコしており、常に市民と子どもとの距離を近くに、寄り添うことを心がけ、正義感に基づいた静かなる炎を胸に秘め、人格的にもとても尊敬できる弁護士です。それは、私の憧れの弁護士像であって、人間像なのです。

私も、いつかそのような弁護士になりたいなあ、とりあえず眉間にしわを寄せるのをやめよう、と決意することで、返書とさせていただきます。

新人紹介（5か月回顧録）

東京法律事務所 岸 朋弘

1 自己紹介

5か月前に弁護士登録をし、自由法曹団に入団しました。生まれも育ちも福井県です。司法修習も福井で行っていました。そんな片田舎で育った私が、大都会東京で弁護士活動をするようになるとは、縁とは不思議なものです。

自由法曹団という名前は、受験勉強のために読んだ憲法判例百選で初めて知りました。そして、受験勉強に飽きたときには、図書館で、『憲法判例をつくる』を手にとって読んで時間をつぶしたこともありました。その頃から、無意識のうちに団には惹かれていたのかも知れません。

2 弁護士として

私は、司法試験受験後に労働問題に取り組みたいという思いを強め、所員一丸となって労働問題に取り組んでいる東京法律事務所に入所しました。そういう縁もありますので、労働問題に取り組む中で感じることを述べさせていただきます。

労働事件の依頼者から話を聞いていると、依頼者の仕事に対する誇りや強い思い入れを感じるがよくあります。依頼者の仕事には、その内容だけをみれば、世の中にありふれているように見えるものもありますし、いわゆる単純労働と評価されるようなものもあります。しかし、私に対し不満を語ってくれる依頼者は、それらの仕事に対しやりがいを感じ、誇りを持っています。だからこそ不合理なことに対して我慢できずに声を上げたくなるのだと思います。そのような依頼者の気持ちを、使用者にぶつけ、裁判官に伝える役目を引き受けていることに対して、大きなやりがいを感じています。そのため、書面の起案も割と好きな方です。

一方で、労働者がモノとして扱われている現実、それを防ぐことができない社会には強い憤りを感じます。あきらかな不正義があるにもかかわらず、現在の労働法制のもとでは労働者の権利を守ることができない。そのような場面にぶつかったとき、いつだったか事務所の先輩が語った「正義は法の外にある」ということを痛感します。労働者の権利を実現するために、法廷内外で闘っていきたいと思います。

3 団員として

弁護士になってから、団のいくつかの集会に参加させていただきました。1月には沖縄で開催された拡大常任幹事会。辺野古の米軍キャンプ・シュワブゲート前での座り込みを体験し、権力・暴力にも決して逃げずに闘う住民のみなさんに出会いました。私も、人権侵害を受けている方々と共に、逃げ出すことなく闘う弁護士になることを心に決めました。

先日開催された5月集会。団の先輩方の昂扬感すら感じさせる熱いお話を聞き、刺激をもらいました。団の先輩方は、理屈や論理が緻密であるのはもちろんですが、それに先立つ熱い情念があるように思います。私も、知識や能力はなくても、熱い情熱をもって頑張ります！

団のみなさま、今後ともどうぞよろしくお願い致します。

4 余談

趣味はランニングです。ソフトボール大会のほかに、団の駅伝大会が開催されることを願い、先輩方の英断を期待いたします。

「わたしたちの政治活動は自由だ。」 リーフ完成！

ぜひ各事務所でご利用ください（^o^）

事務局次長 仲里 歌織

支部ニュース前号にて、高校生の政治活動の自由の問題について、都内499校への決議の発送・東京都教育委員会への要請・東京都私学部への要請・記者会見の報告をさせていただきました（なお、決議は、文科省の通知及びQ&Aが、学校内で「政治的活動」等を行なうことを禁止するとともに、学校外についても「届出制」を容認するなど、政治活動の自由（表現の自由、集会結社の自由等）、思想良心の自由等を著しく侵害するものであることを指摘し、通知の撤回等を求める内容です。詳細はHPをご覧ください。）。

文科省の通知及びQ&Aのもとでは、高校生が委縮してしまうことを危惧し、「**本来自由であるはずの政治活動を、高校生が自由にのびのびとできるように**」との思いを込め、東京支部は本部と共にリーフレットを作りました。

今夏の参院選で投票を行う高校生などへの宣伝配布物として積極的に活用し、ともに、**高校生の政治活動・選挙運動を励ましていきましょう！！***注文方法：別紙注文書参照。

お願い 各事務所での取組報告を、ぜひ支部までお寄せください

★リーフ活用例★

- ◆高校の校門前で配布
（ダイレクトにメッセージが伝わる。
おススメ！）
- ◆街宣の際、一緒に配布
（おしゃれなので、セットにすると受け取りがいい。）
- ◆教組に持ち込んでみる
（先生にも読んでもらおうと効果的。）
- ◆9条の会に持ち込んでみる
（若者に働きかけるツールにしてもらおう。）
- ◆学習会で配布
（ぜひ身近な高校生に渡してくださいと
お願い。）



みんなで歌おう！緊急事態条項の歌

事務局長 萩尾 健太

熊本・大分大震災を口実に、安倍政権は改憲をして緊急事態条項を盛り込もう、と言っています。既に災害対策基本法や武力攻撃事態法に緊急事態条項はありますが、安倍政権が何故これを憲法に盛り込もうとしているかという、法律では人権の過度な制約はできませんが、憲法に盛り込めばそれができると考えているためでしょう。

自民党改憲草案の緊急事態条項は、災害や内乱、戦争などの際に、緊急事態だとして、国会審議なく、政令で人権を制約できるようにする、というもの。

災害は口実で、戦争国家体制づくりの一環です。

しかし、実は、熊本・大分大震災への対応で、緊急事態条項はむしろ震災対策には有害であることが明らかになりました。

住民が、家屋の倒壊を恐れて屋外退避していたのに、安倍政権は、屋内に入れ、と言いき、熊本県知事はこれを「現場が分かっていない」と批判しました。その直後に起きた本震で家屋倒壊で死傷者が出ました。また、政府の担当大臣が、現地で自分に食べ物を寄越せと要求し、批判を浴びて更迭されました。しかし、緊急事態条項があれば、中央に権限が集中されるので、そんな批判は許されません。

緊急条項の歌の4番目は、緊急事態条項と一体になるとさらに恐ろしい、秘密保護法と盗聴拡大・司法取引導入の刑事訴訟法改悪法についてです。

1 緊急条項があったら 緊急条項があったら
地震が起きたら大変だ
「政府の指令に従えよ 批判をする奴許さない
国会審議も必要ない」

2 緊急事態になったら 緊急事態になったら
友達100人集めるな
「100人も集まって デモや集会する奴は
テロリストだろ 逮捕する」

3 緊急条項があったら 緊急条項があったら
原発事故は、隠蔽だ。
「放射線が漏れようと、報道統制すればいい
インターネットも禁止する」

4 緊急事態になったら 外交・安全にかかわるぞ
秘密保護法発動だ
「怪しい奴は盗聴だ 仲間を売ったら許してやる

人権よりも 国益だ」

5 緊急条項許さない 緊急条項ゆるさんぞ
友達100人集まろう
100人から広げよう
戦争する国阻止しよう 憲法平和を守ろうよ



サマーセミナーのお誘い

事務局長 萩尾 健太

今年も、8月に東京支部4大行事の一つ、「サマーセミナー」を下記の要領で開催します！
今年のテーマはもちろん、参議院選挙後の新たな情勢を踏まえて、歴史的局面でどう闘っていくか、です。全国32の1人区では野党統一候補が擁立され、東京選挙区では山添団員が立候補しています。これらが勝利すれば安倍政権は打倒され、あらたな情勢が切り開かれることは間違いありません。他方、想像したくありませんが、仮に政権側が勝利することがあれば、改憲と戦争に一気に突き進んでいくでしょう。

まさに日本と世界の進路がかかった参議院選挙ですが、その後の情勢をどう受け止め立ち向かっていくのか、極めて重要なサマーセミナーとなります。

そこで、「立憲デモクラシーの会」の中心メンバーとして戦争法反対、立憲主義回復の市民運動の先頭に立ってきた上智大学教授の中野晃一さんに、基調講演をして頂きます。

各事務所が取り組み、東京支部で2万筆を超えた2000万署名の取り組みも交流します。

さらに、東京支部で取り組んでいる刑事訴訟法改悪、労働法制改悪、教育・教科書問題についても、各事務所の取り組みを踏まえて2日目に討議します。

現在、大きな騒ぎになっている舛添知事の公費濫用とオリンピック・道路建設優先、オスプレイ配備、都民いじめの都政の問題、さらに団員の皆さんが取り組んでいる弁護団事件についても交流します。

さらに、夜は恒例の大交流会を行います。世代を超えて、先輩の蓄積された経験や新人の新鮮な問題提起を交流でき、おおいに役に立ちます。みんなで盛り上がり、日頃の憂さを晴らしましょう

日	時	8月26日(金)	午後1時~27日(土)12時
場	所	箱根湯本	ホテルおかだ
基調講演		中野晃一上智大学教授「参院選後の選挙情勢と憲法問題」	



5 月幹事会議事録

情勢

- 参院選と戦争法の廃止を求める国民的運動
 - ・ 2000万人統一署名運動の状況
 - ・ 戦争法違憲訴訟提訴
 - ・ 5. 3 憲法集会
 - ・ 衆院北海道5区補選（4月25日）の結果について
 - ・ 参院選27選挙区で統一候補，衆院選での選挙協力状況

- 衆議院定数削減
 - ・ 自民－比例4，小選挙区6（0増6減）削減案

- 南スーダンPKOでの駆け付け警護の問題

- 明文改憲の動き
 - ・ 「緊急事態条項」の創設
 - ・ 日本会議国会議員懇談会－「緊急事態条項」創設を優先課題とする運動方針決定（3月22日）
 - ・ 安倍首相の年頭からの9条2項改憲発言

- 核廃絶問題
 - ・ 核兵器保有合憲の閣議決定（4月1日）
 - ・ 米オバマ大統領が伊勢志摩サミット後に広島訪問（5月27日）

- 労働法制関係
 - ・ 日比谷野音大集会（5月11日）1800名参加！
 - ・ 残業代ゼロ法案
 - ・ 解雇の金銭解決－厚労省検討会での検討開始（15年10月）
 - ・ 安倍の「同一労働・同一賃金」「正規と非正規との間の壁を取り払う」発言
 - ・ 一億総活躍プランがHPに出ている。
 - ・ 5月24日集会 戦争と労働者

- 教育関係
 - ・ 18歳選挙権と高校生の政治活動・選挙運動規制
 - ・ 教育機会確保法案
 - ・ 道徳の教科化

- 司法関係
 - ・ 盗聴拡大・司法取引法案－参院法務委審議の状況

- ・院内集会（5月10日）と日弁連・民進党への申し入れ（5月16日）
- ・5月19日緊急行動
- ・明日（5月19日）3時から参議院法務委員会が開かれる。
- ・民進、共産だけ質疑して、採決に入る。与党は質疑不要という立場。
- ・参議院で可決された後、衆議院で通す必要がある（衆議院で本会議にかけて採決）。
- ・政府は、最低で24日までの本会議で通したい意向の様子。
- ・日弁連は、方針を変えることはない様子。
- ・ヘイトスピーチ法案成立（5月12日）
- ・共謀罪創設へ向けての動き

○経済

- ・消費増税再延期の可能性
- ・T P P 関連法上程（3月8日）－国会情勢

○舛添都知事の政治資金流用問題と東京オリンピック裏金疑惑

○その他

- ・熊本大地震関連

□諸課題と支部の取り組み

○憲法関係

- ・2000万人署名運動の取り組み－参院選まで延長
- ・5月27日までに各次長が集約し、F A Xニュースも出す
- ・第30回憲法フェスティバル（5月28日）
- ・防衛省：統合幕僚会議の報告書
- ・6月5日警備の要請：12時から（石島、萩尾）

○労働関係

- ・改悪派遣法パンフの活用

○教育関係

- ・高校生の政治活動について
 - ・リーフレットの活用
 - ・日比谷高校門前早朝宣伝（6月7日(火)：集合AM7：30、赤坂見附駅11番出口）
 - ・立川、国立高校で実施をする（三多摩LO）
 - ・6月中に、地域でまく（事務所ごとに実施）
 - ・大田では2年前あたりにビラを校門前で配布した（今回も実施したい）
- F A Xニュースで流す
 - ・1事務所に1部を参考に配布する（事務所で一定購入してほしい）

- ・各事務所でやる
- ・支部としては1000部注文。

○刑事・弾圧一刑訴一括法案関係

- ・5月19日(木)緊急行動(PM0～)

○都財政、舛添政治資金問題とオリンピック裏金疑惑

- ・支部長声明を出す(5月20日までに原案を作成する。萩尾。須藤。石島。で、執行。27日9:00@都庁第一本庁舎受付)。

○その他都政関係等

- ・立川生活保護受給者自殺問題一調査団の取り組み等についての本部委員会との共同
- ・国民健康保険の国保調整金の問題
- ・横田オスプレイ配備問題:学習会(5月9日,次回6月8日)
- ・リニア新幹線提訴する
- ・都民連の総会7月29日13:30-17時。

□その他

○サマーセミナー(8月26日(金)~27日(土),於・箱根湯本)について

- ・講師-中野晃-上智大学教授。
- ・講演内容等について。
参院選後の選挙情勢と憲法問題。市民連合の活動の話も聞きたい。
質疑応答含めて2時間。
- ・支部ニュースで宣伝(萩尾)

○支部運営

- ・団費減免と団費滞納者の件:経済的理由による免除の制度のご案内もする。
- ・本部5月集会,支部代表者会議(5月28日(土)PM2)
- ・支部ニュース6月号の内容等(〆切6月3日、発送6月7日)
 - ・リーフ活用の呼びかけ(仲里)
 - ・5月10日刑訴法院内集会(横山)
 - ・2000万人署名()
 - ・女の平和(中野)
 - ・津田先生への返書(岡崎)
 - ・若手へのメッセージ()
 - ・都知事政治資金問題(須藤)
 - ・リニア(関島)
 - ・緊急事態条項の歌(萩尾)
 - ・選挙関係(調整)

○諸要請・日程

- ・ 6月5日国会包囲行動警備要請
- ・ ソフトボール大会－10月28日(金)
- ・ 地域幹事会－7月20日(水), 北千住地域: 確認(萩尾)
11月22日(火), 日野地域: 日野市民開催
→ 調整のための連絡(長尾)

支部費減免のお知らせ

5月幹事会において、支部費減免の対象が古稀、産休に加えて、経済的理由により支部費を払えなくなった場合も対象になることが決定しました。経済的理由で支部費が払えなくなった支部員はその旨を幹事会に報告していただき、幹事会の了承を得て減免を決定します。

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険＋団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特徴（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、**入院による就業不能時は、手厚く補償**します。 ※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

<保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢	対象期間	
	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレライド**させてお支払いします。

<保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢	対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
	支払対象外期間 372日		737日	
	男性	女性	男性	女性
25歳～29歳	993	875	949	843
30歳～34歳	1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳	1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳	2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳	3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳	4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳	6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳	6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL: 03 (3405) 8661

<引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区麹町3-7-3
TEL: 03 (3593) 5112

(SJ13-08976、平成25年11月11日)